

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年4月7日 10時00分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港 神瀬灯台から真方位185° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯31° 32.9′ 東経130° 35.3′）
事故の概要	漁船漁義丸は、北進中、また、プレジャーボートYUKARI IIは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 漁義丸、13トン MZ2-10000（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート YUKARI II、5トン未満（長さ6.27m） 295-28392鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷、オーニング支柱に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、水揚げの目的で鹿児島港本港区へ向け、船長Aが単独で操船につき、操舵室右舷側に設置の操縦席に腰を掛けて自動操舵で北進中、右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、針路を定めたとき、レーダーと目視で前路を確かめ、航行に支障がある他船はいないと思い、その後、右舷船首部に設置の灯光器によって死角が生じている状態で、立ち位置を変えて死角を補う見張りを行っていなかったため、死角に入ったB船に気付かず、左舷船首方の小型船舶の動静に意識を向けていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を北方へ向けて錨泊し、船長Bが、膨張式救命胴衣を着用して後部甲板で南方を向いて立ち、竿を持って釣りを行っていたとき、接近するA船を認めた。 船長Bは、いずれA船がB船を避けてくれると思っていたところ、避航する様子がないので、携帯用のエアホーンを吹鳴したものの、A船が変わらずに接近し、B船と衝突したとき、右舷船尾側から海中に飛び込んだ。

	<p>船長Bは、前年、同じ場所で錨泊中に接近して来た漁船がB船の手前で針路を変えて避航したことがあり、その時と同様にいずれA船もB船を避航してくれると思っていた。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、右舷船首部に設置の灯光器で死角がある状態で北進中、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、左舷船首方の小型船舶の動静に意識を向けながら航行したことから、錨泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、針路を定めたとき、レーダーと目視で前路を確かめた際、他船に気付かなかったことから、前路に航行に支障がある他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、いずれA船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたことから、衝突を避けるための時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、前年、同じ場所で錨泊中に接近して来た漁船がB船の近くで針路を変えて避航したことがあったことから、いずれA船がB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が右舷船首部に設置の灯光器で死角がある状態で北進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、左舷船首方の小型船舶の動静に意識を向けながら航行し、また、船長Bが、いずれ接近するA船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、操縦席に腰を掛けた状態では船首方に一部死角が生じる場合、認めた特定の船舶の動静のみに意識を向けることなく、身体を動かして死角を補い、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、錨泊中、自船に接近する他船を認めた場合、いずれ自船を避けて行くものと思い込まず、必要に応じて早期に衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>